

茨城県土木部総合評価方式の 技術資料作成における留意点

【令和8年4月版】



茨城県土木部 検査指導課

目次

1. 令和8年4月時点 土木部総合評価方式の改定概要	1
2. 総合評価方式の審査方法について(事前審査方式及び事後審査方式)	2
3. 総合評価方式の実施手順について	3
(1)単体・経常JVの場合 (2)特定JVの場合	
4. 事後審査方式における留意点について	5
(1)事後審査方式における審査・評価方法について (2)低入札価格調査制度について	
(3)事後審査方式におけるくじについて (4)分割工事(とりおり)の落札者の決定方法について	
5. 総合評価方式における評価対象期間について	8
6. 技術資料の提出方法について	9
7. 「自己採点表及び評価点算定資料一覧表」の作成方法について	10
8. 評価項目「工事成績評定」について	11
9. 評価項目「ICT施工技術の活用」について	12
10. 評価項目「災害協定に基づく地域貢献の実績」について	15
11. 評価項目「地域活動(ボランティア)の実績」について	17
12. 評価項目「企業の新規雇用実績」について	19
13. 評価項目「若手又は女性技術者の配置」について	20
14. 評価項目及び配点について(令和8年4月改定版)	22
15. 入札結果の公表について	23
16. ペナルティーの設定(工事成績評定点の減点等)	24

1.令和8年4月時点 土木部総合評価落札方式の改定概要について

■改定概要（ポイント）

1. 現行施策に関わる取組の見直し

- 「週休2日制工事の施工実績」（1点）の評価項目を終了【削除】
 - 令和6年度から週休2日制工事が原則化、令和7年度に廃止を前提に段階的に評価対象を縮小、令和8年度より廃止。
 - 令和8年1月より週休2日制工事の対象範囲が「1か月以上」から「5日間以上」へ拡大、週休2日制の取組については十分浸透したと考えられる。

2. 記載内容の明確化

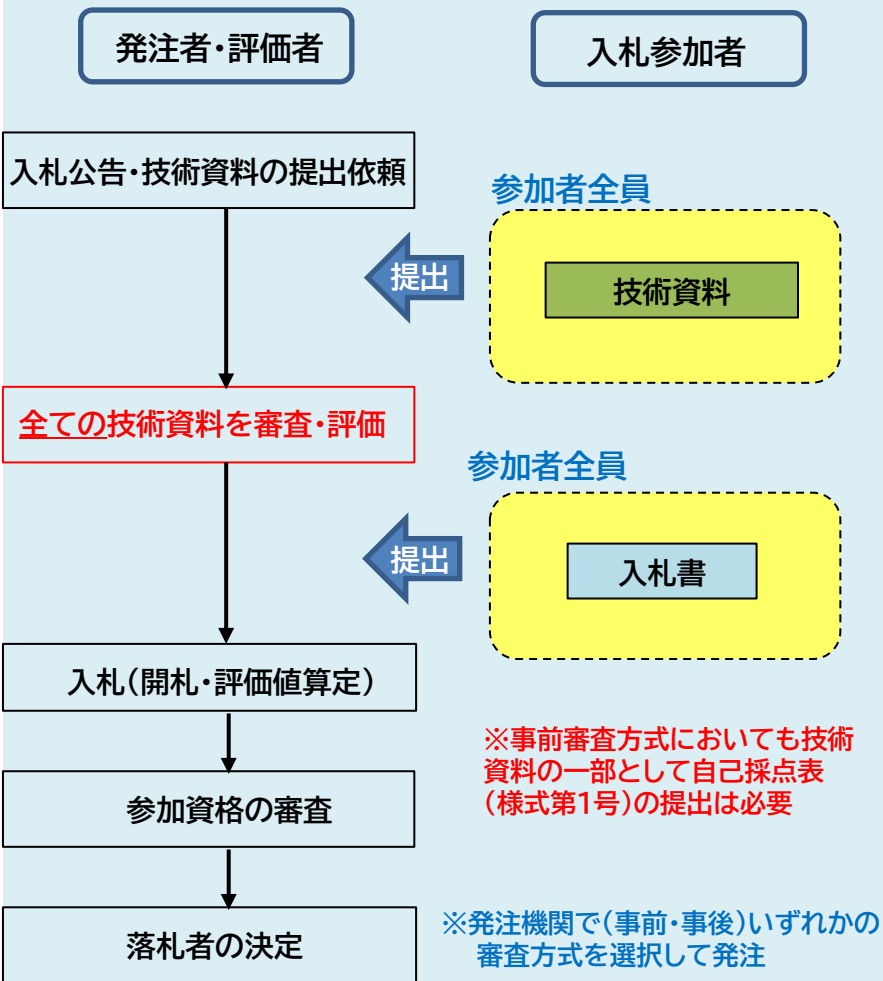
- ガイドラインにおける記載内容の明確化【修正】
 - ①設計金額と技術的難易度による提供の目安に、併用できる型式を併記
 - ②JV結成時の工事成績評定の計算方法について明確化
 - ③登録基幹技能者について、評価対象者を明確化（元請の監理（主任）技術者を除く）

いずれも運用面の変更はないが、問合せ等が多く、今回の改正に合わせて明確化する。

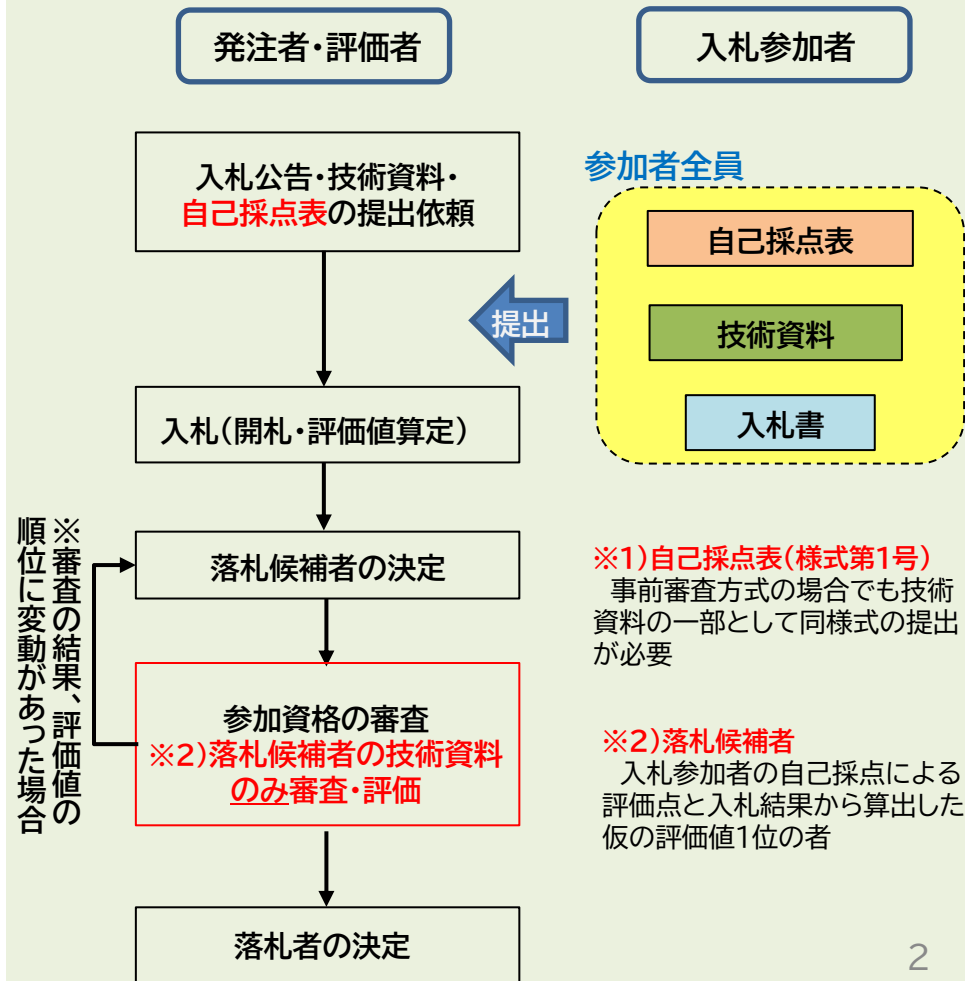
2. 総合評価方式の審査方法について(事前審査方式及び事後審査方式)

茨城県土木部の総合評価方式においては、入札参加希望者から提出された全ての技術資料を審査後、入札を行い落札者を決定する**事前審査方式**と入札書と**簡易技術資料【自己採点表】**から、仮の評価値を算定し、入札後に**落札候補者(仮の評価値1位)**の技術資料と自己採点表の内容を確認したうえで落札者を定める**事後審査方式(自己採点方式)**の審査方法がある。

事前審査方式(発注者採点方式)



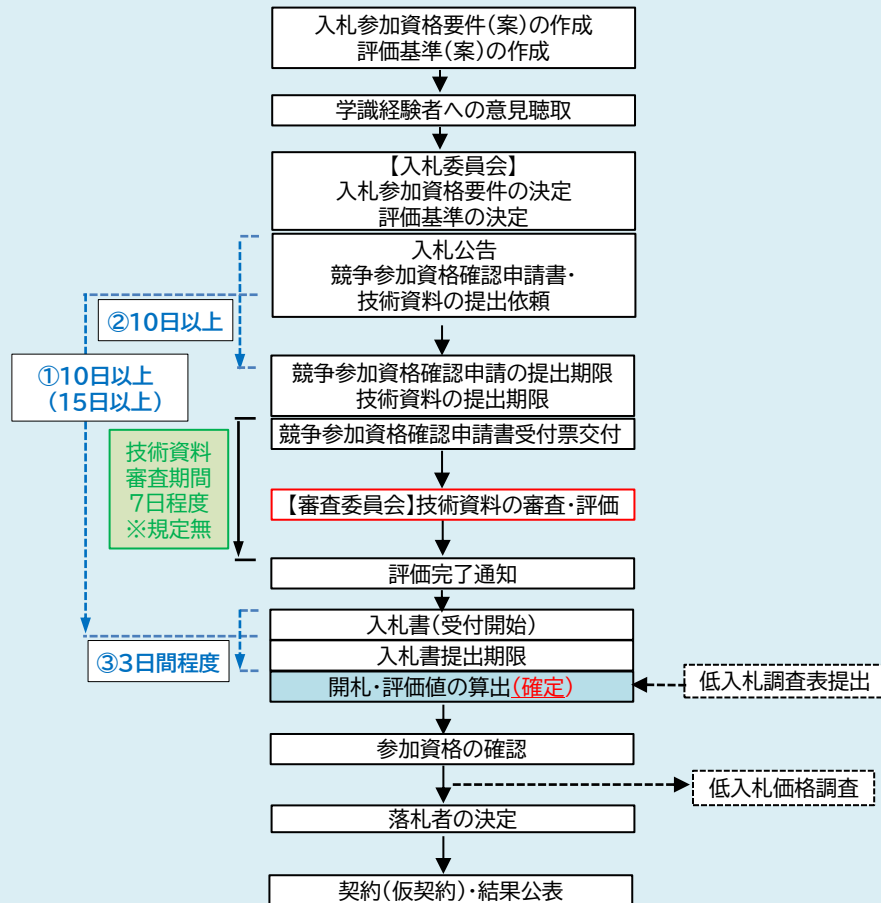
事後審査方式(自己採点方式)



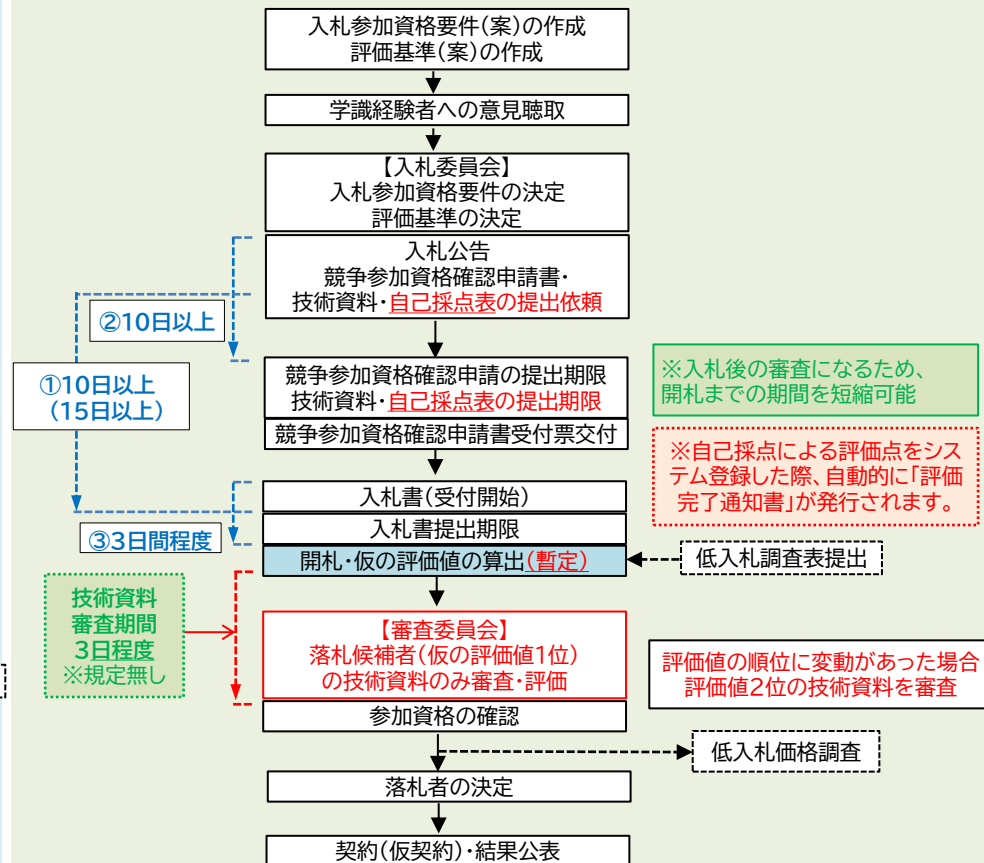
3. 総合評価方式の実施手順について

(1) 単体・経常JVの場合

事前審査方式(発注者採点方式)



事後審査方式(自己採点方式)



※入札公告日から落札者の決定までの期間はほぼ同等

【その他】
過小評価について、上方修正はしない。
過大評価について、下方修正をする。(評価項目0点)

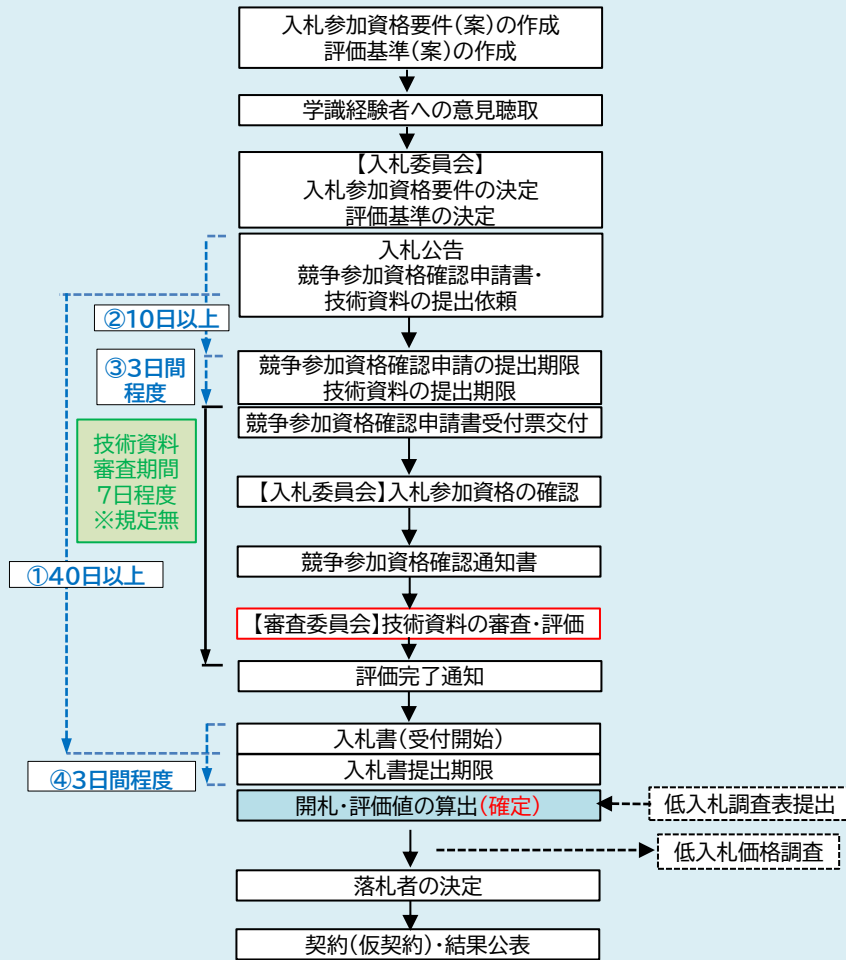
- ①見積期間(※1)(※2)(※3)
 - ・設計金額5,000万円未満 10日以上(休日除く)
 - ・設計金額5,000万円以上 15日以上(休日除く)
- ②競争参加資格確認申請書(※4)
 - ・10日以上(公告日含む)(休日除く)
- ③入札期間(※5)
 - ・3日間程度(入札書提出期限含む)

- (※1)建設業法施行令第6条
- (※2)茨城県財務規則第142条
- (※3)土木部建設工事等電子入札実施要領第20条
- (※4)一般競争入札実施要領第6条
- (※5)土木部建設工事電子入札実施要領第7条

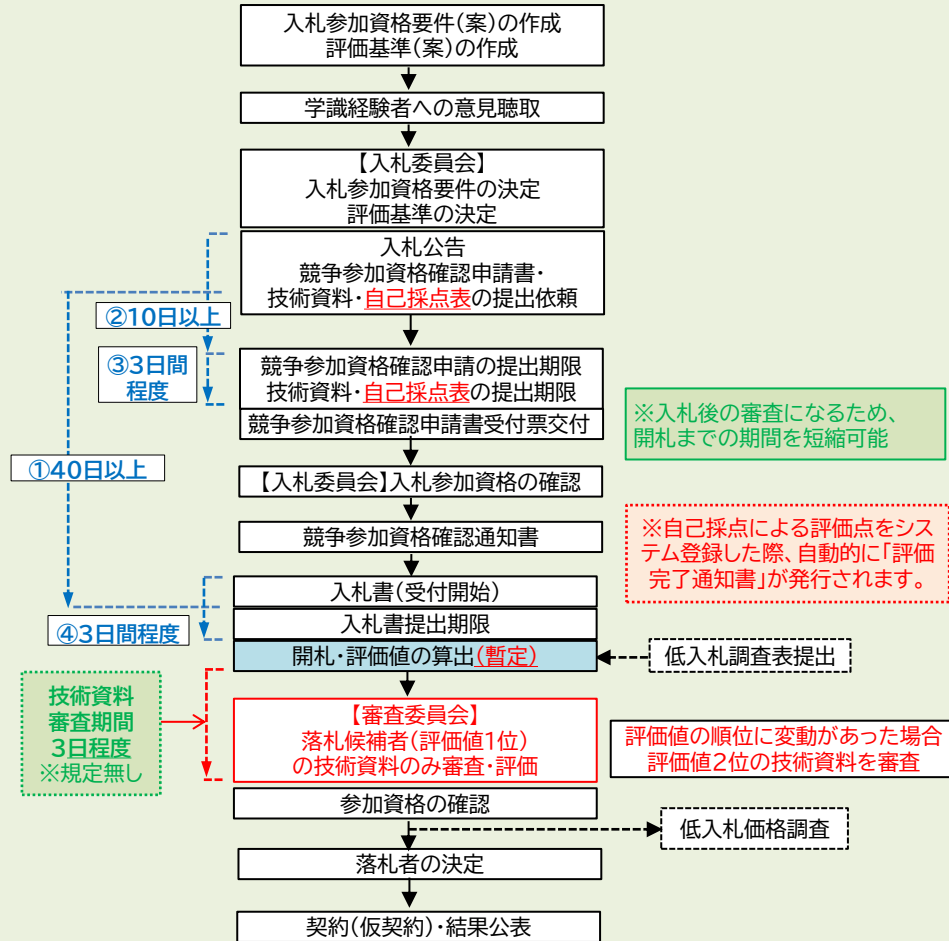
3. 総合評価方式の実施手順について②

(2) 特定JVの場合

事前審査方式(発注者採点方式)



事後審査方式(自己採点方式)



※入札後の審査になるため、開札までの期間を短縮可能

※自己採点による評価点をシステム登録した際、自動的に「評価完了通知書」が発行されます。

評価値の順位に変動があった場合
評価値2位の技術資料を審査

※入札公告日から落札者の決定までの期間はほぼ同等

- ①公告期間(※1)
・40日以上(休日含む)
- ②競争参加資格確認申請書(※2)
・10日間~12日以上(公告日含む)(休日除く)
- ③競争参加資格申請書等受領期間(※2)
・3日間程度(申請書提出期限含む)
- ④入札受領期間(※3)

- (※1) 土木部建設工事等電子入札実施要領第25条(2)
- (※2) " " " " 第25条(3)
- (※3) 土木部建設工事電子入札実施要領第7条

4. 事後審査方式(自己採点方式)における留意点①

(1)事後審査方式における審査・評価方法について

審査にあたっては、自己評価点と入札結果から算出した、仮の評価値が最も高い者から順に、提出された技術資料について審査を行い、評価値の最も高い者が特定された時点で、そのほかの仮の評価値が低い者の技術資料については、審査・評価を行わない。

なお、評価項目毎の評価点は、自己評点の根拠(技術資料及び添付資料)の確認の可否に応じて次のとおりとする。

- i) 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認出来ない場合(根拠が不明瞭、資料不足)は、その評価項目の評価点は0点とする。
- ii) 技術資料及び添付資料から確認出来る場合であっても、自己評点が本来得られる評価点より高い場合は、その評価項目は本来の評価点とする。

● **自己評点の過大評価** (自己評点より審査後の評価点が低い場合) ⇒ 「**本来の評価点**」

例) 自己評点「1.0点」

発注者審査「0.5点」 ⇒ **評価点「0.5点」**

- iii) 技術資料及び添付資料から確認できる場合でも、自己評点が**本来得られる評価点より低い場合**は、その**評価項目の評価点は、自己評点どおり**とする。

● **自己評点の過小評価** (自己評点より審査後の評価点が高い場合) ⇒ 「**自己評点**」が上限

例) 自己評点「2.0点」

発注者審査「3.0点」 ⇒ **評価点「2.0点」**

4. 事後審査方式(自己採点方式)における留意点②

(2) 低入札価格調査制度について

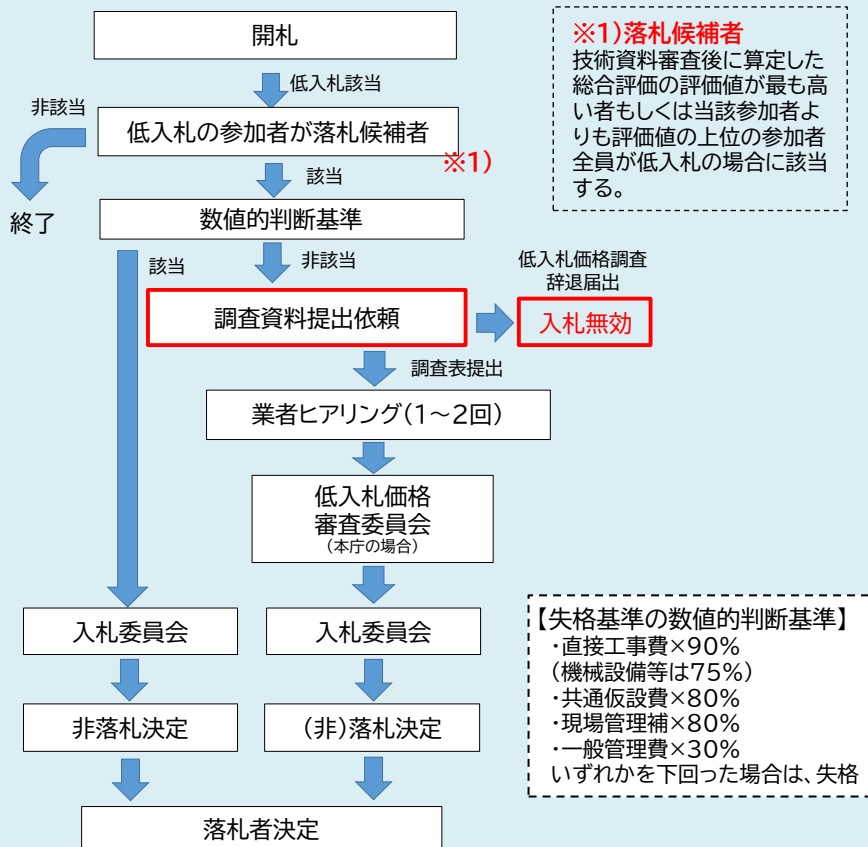
i) 事前審査方式においては、開札の結果、落札候補者が調査基準価格を下回る額で入札した場合に、数値的判断基準を確認し、担当部局から調査資料の提出を求める。

ii) 事後審査方式においては、開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した者(低入札の入札参加者)について、数値的判断基準を確認し、担当部局から調査資料の提出を求める。

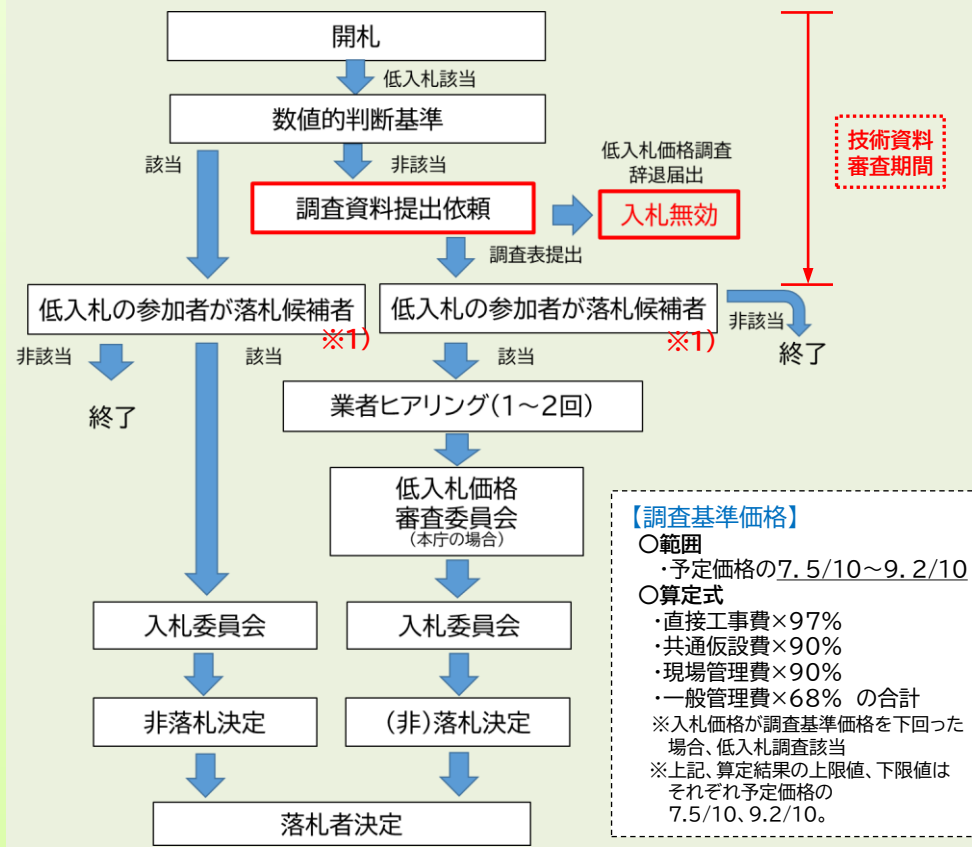
※事前審査方式、事後審査方式、いずれの場合も調査表の提出を**辞退**できる(入札は「無効」となる。)

【低入札価格調査のフロー】

事前審査方式(発注者採点方式)



事後審査方式(自己採点方式)



【調査基準価格】
 ○範囲
 ・予定価格の7.5/10~9.2/10
 ○算定式
 ・直接工事費×97%
 ・共通仮設費×90%
 ・現場管理費×90%
 ・一般管理費×68% の合計
 ※入札価格が調査基準価格を下回った
 場合、低入札調査該当
 ※上記、算定結果の上限値、下限値は
 それぞれ予定価格の
 7.5/10、9.2/10。

4. 事後審査方式(自己採点方式)における留意点③

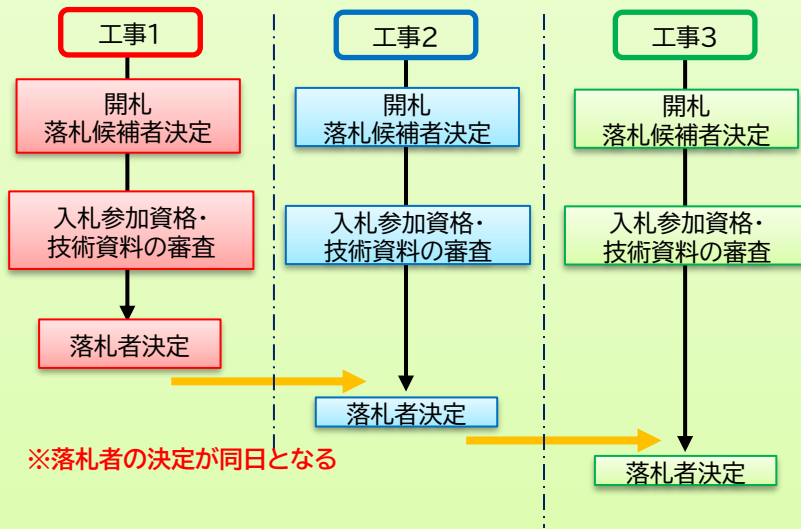
(3)事後審査方式におけるくじについて

- i) 自己評価点と入札結果から算出した仮の評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、その仮の評価値が同じ者の技術資料をいずれも審査のうえ、評価値を算出した結果、それでも最も高い評価値の者が複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- ii) 仮の評価値が最も高い者の技術資料を審査した結果、評価値に変動があり、評価値が最も高い者が2者以上になった場合は、くじにより落札者を決定する。

(4)分割工事(とりおり)の落札者の決定方法について

分割工事(とりおり)を事後審査方式で発注する場合は、先行して開札した工事の落札者の決定を待たず、落札候補者(仮の評価値で1位となった者)が決定した時点で、以降の工事の開札を行い、先行して開札した工事の落札候補者を除く仮の評価値が1位の者の技術資料の審査・評価を行う。なお、2件目以降の落札者の決定については、先行する工事の落札者が決定後に行うこととする。

【分割発注(とりおり)のイメージ】



【例】同時に2件を分割発注(とりおり)する場合

		A社	B社	C社
工事1	仮の評価値	1.430	1.420	1.360
	順位等	1位(落札候補者)	2位	3位
工事2	仮の評価値	1.360	1.400	1.380
	順位等	とりおり	1位(落札候補者)	2位

工事1:仮の評価値が1位になったA社の技術資料を審査
 工事2:工事1の落札候補者であるA社を除く、仮の評価値が1位のB社の技術資料を審査

工事1についてA社の技術資料を審査した結果、過大評価で評価値が下がり順位に変動がある。(※順位に変動が無ければA社が落札者となる)
 ※(A社)工事1の評価値 1.430点⇒1.400点

		A社	B社	C社
工事1	仮の評価値	1.430⇒1.400	1.420	1.360
	順位等	1位⇒2位	2位⇒1位(落札候補者)	3位
工事2	仮の評価値	1.360	1.400	1.380
	順位等	とりおり⇒2位	とりおり	2位⇒1位(落札候補者)

工事1:仮の評価値が1位になったA社の技術資料も審査
 工事2:工事1の落札候補者になったB社を除く、評価値が1位のC社の技術資料を審査

5. 総合評価方式における評価対象期間について

評価対象期間(標準)

評価項目	評価対象期間	令和8年度発注の対象期間	備考
①工事成績評定	入札年度を除く過去5ヶ年度	R3.4.1～R8.3.31に竣工した工事	4月中は前年度と同様の対象期間となるので、入札公告を確認すること
②企業の施工実績	入札日年度を除く過去10ヶ年度	H28.4.1～R8.3.31に竣工した工事	※1)
③配置予定技術者の施工経験	入札年度を除く過去10ヶ年度	H28.4.1～R8.3.31に竣工した工事	※1)
④優良主任(監理)技術者表彰の受賞	入札年度を除く過去5ヶ年度	R3年度～R7年度における受賞	
⑤災害協定に基づく地域貢献の実績	入札年度を除く過去5ヶ年度	R3.4.1～R8.3.31の地域貢献の実績	入札公告日直近に実施した防災訓練等に参加している場合
⑥防疫業務の実績	入札年度を除く過去2ヶ年度	R6年度又はR7年度活動実績	過去2ヶ年度いずれかで実績ありの場合が対象
⑦地域活動(ボランティア)の実績	入札年度を除く過去2ヶ年度	R6年度及びR7年度活動実績	過去2ヶ年度いずれも実績ありの場合が対象
⑧企業の新規雇用実績	入札年度を <u>含めた</u> 過去3ヶ年度	R6.4.1以降の雇用実績	入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある場合

※1)「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の施工経験」は、発注工事の工種等により、上記と異なる場合があるので入札公告を確認すること。

【注】赤字の評価項目は、今回の改定で評価基準の見直しを行った箇所である。

6. 技術資料の提出方法について

(1) 技術資料の提出方法

- 入札案件に評価項目が無いもの、加点が得られない評価項目にかかる技術資料の様式については、提出不要
- 配置予定技術者を複数(3名まで)申請する場合は、評価項目毎に評価点が1番低い技術者の評価点にて算定し、様式第1号「自己採点表兼評価点算定一覧表」は1枚のみ提出
- 事後審査方式の場合、原則、自己採点表は、競争参加資格確認申請書の提出時に併せて電子入札システムで登録
なお、自己採点表とその他の技術資料を別々に提出する場合において、自己採点表の改めでの提出は不要

(2) 提出様式

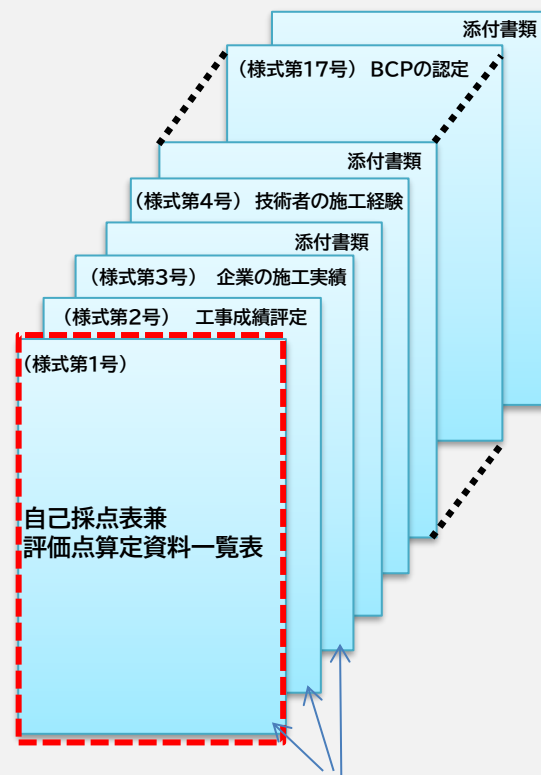
- ・様式第1号: 自己採点表兼評価点算定一覧表
- ・様式第2号: 工事成績評定評価対象工事資料
- ・様式第3号: 施工実績評価資料
- ・様式第4号: 配置予定技術者評価資料
- ・様式第5号: 施工計画※簡易型の場合のみ明示
- ・様式第6号: 災害時地域貢献実績評価資料
※県内型・地域貢献重視型(県内外型・県外型)のみ明示
- ・様式第7号: 地域活動実績評価資料※県内型のみ明示
- ・様式第8号: 技術提案書※標準型の場合のみ明示
- ・様式第9号: 県内下請負の選定評価資料※県外型のみ明示
- ・様式第14号: 新規雇用実績
- ・様式第15号: 若手又は女性技術者の配置資料
- ・様式第16-1号: 登録基幹技能者の配置資料※提出が必要な場合のみ明示
- ・様式第17号: 災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定資料
- ・様式第18号: ICT施工技術の活用計画書
- ・様式第20号: 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料

※特別簡易型(I)の場合のみ

- ・(評価項目)2.企業の施工実績、4.配置予定技術者の施工経験、
6.配置予定技術者に関する提出資料については、
競争参加資格確認資料に記載のとおり

※様式については、入札公告を確認のうえ、必要に応じて提出してください。

(3) 技術資料提出のイメージ



通しページを記入

※様式第1号の評価項目順に提出願います。

7. 「自己採点表及び評価点算定資料一覧表」(様式第1号)の作成方法について

※当様式は記載例です

入札参加者用

「自己採点表及び評価点算定資料一覧表」作成における留意事項

JVの場合は以下の内容で記載すること
 商号又は名称：〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体
 代表者氏名：代表構成員 〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇
 住所、連絡先については留意事項8のとおり代表構成員のものとする

様式第1号

特別簡易型(Ⅰ)・Ⅱ内訳 ⑥地域内訳

令和 年 月 日

茨城県〇〇土木(工事)事務所長 殿

住所：
 商号又は名称：
 代表者氏名：
 連絡先： 所属： 氏名： 電話番号： FAX:

提出日・申請者名称・連絡先等を記入
 (郵送で提出の場合は氏名欄に押印すること)

提出様式の掲載ページを記入
 (未提出は不要)

「該当」欄を入力(○を選択)

対象工事の件数を記入

過大評価の場合
 自己採点より審査後の評価点が低い場合 ⇒ 「本来の評価点」とする。
 自己採点「1.0点」
 発注者審査「0.5点」 ⇒ 評価点「0.5点」

※特別簡易型(Ⅰ)の場合は競争参加資格確認資料を選択

年度：該当年度選択(R2~R6)
 区分：(知事、企業局長・・・)
 転籍：受賞時の会社が違う場合：有

複数入力には評価対象としない

過小評価の場合
 自己採点より審査後の評価点が低い場合 ⇒ 「自己採点」が上限
 自己採点「2.0点」
 発注者審査「3.0点」 ⇒ 評価点「2.0点」

未入力は評価対象としない

黒塗りのセル(未設定の評価項目)については、該当欄に入力しない

通しページ記入
 (当様式を1ページ目とする)

全ページ数記入

下記工事について事後審査方式に伴う技術資料を提出し、審査結果と相違ないことを誓約します。

工事名 〇〇道路改良工事
 工事場所 〇〇国道△△号 ××市〇〇町

評価項目	評価基準	配点	評価点	自己採点	提出様式(該当頁)等
1 工事成績評定 (対象業種：土木・工事業)	「81点以上かつ工事件数5件以上」	4.0点	0.0点	○	3.0点 (対象工事 〇件)
	「81点以上」又は「80~81点未満の工事件数5件以上」	3.5点	0.0点	○	
	「80~81点未満」又は「78~80点未満の工事件数5件以上」	3.0点	0.0点	○	
	「78~80点未満」又は「76~78点未満の工事件数5件以上」	2.5点	0.0点	○	
	「76~78点未満」又は「74~76点未満の工事件数5件以上」	2.0点	0.0点	○	
	「74~76点未満」又は「72~74点未満の工事件数5件以上」	1.5点	0.0点	○	
2 企業の施工実績	〇〇以上〇〇工事の実績有り	1.0点	0.0点	○	1.0点 様式第2号 (P ~)
	〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績有り	0.5点	0.0点	○	0.5点 様式第3号 (P ~)
	上記以外	0.0点	0.0点	○	0.0点
3 配置予定技術者の施工経験	〇〇以上の〇〇工事の経験有り	1.0点	0.0点	○	1.0点 様式第4号 (P ~)
	〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の経験有り	0.5点	0.0点	○	0.5点
	上記以外	0.0点	0.0点	○	0.0点
4 配置予定技術者の保有資格	〇〇以上の〇〇保有資格有り	1.0点	0.0点	○	1.0点
	〇〇以上〇〇未満の〇〇保有資格有り	0.5点	0.0点	○	0.5点
	上記以外	0.0点	0.0点	○	0.0点
5 優秀主任(監理)技術者の受賞	知事表彰又は企業局長表彰の受賞有り	1.0点	0.0点	○	1.0点 区分：知事
	事務局長表彰の受賞有り	0.5点	0.0点	○	0.5点 区分：企業局長
	受賞無し	0.0点	0.0点	○	0.0点
6 ICT施工技術の活用	全ての施工プロセスで活用する(5プロセス)	2.0点	0.0点	○	1.5点 様式第18号 (P ~)
	一部の施工プロセスで活用する(4プロセス)	1.5点	0.0点	○	1.0点
	一部の施工プロセスで活用する(1~3プロセス) 活用無し	1.0点 0.0点	0.0点	○	0.0点
7 災害協定に基づく地域貢献の実績	工事場所の存する市町村における夜間・休日の地域貢献の実績有り	3.0点	0.0点	○	3.0点 様式第6号 (P ~)
	工事場所の存する市町村における地域貢献の実績有り	2.0点	0.0点	○	1.0点
	地域貢献の実績有り 防災訓練等の参加有り 防災訓練等の参加無し	1.0点 0.5点 0.0点	0.0点	○	0.0点
8 防災業務の実績	実績有り	1.0点	0.0点	○	1.0点
	実績無し	0.0点	0.0点	○	0.0点
	実績無し	0.0点	0.0点	○	0.0点
9 地域活動(ボランティア)の実績	〇〇に未参加有り	0.5点	0.0点	○	0.5点 様式第7号 (P ~)
	〇〇に未参加有り	0.0点	0.0点	○	0.0点
	上記以外	0.0点	0.0点	○	0.0点
10 地域内訳点の有無	〇〇に未参加有り	2.0点	0.0点	○	2.0点 建設業許可申請様式第1号 及び別紙2
	〇〇に未参加有り	0.0点	0.0点	○	0.0点
	上記以外	0.0点	0.0点	○	0.0点
11 県内下請負の選定計画	〇〇以上の〇〇選定計画有り	0.0点	0.0点	○	0.0点 様式第10号 (P ~)
	〇〇以上の〇〇選定計画有り	0.0点	0.0点	○	0.0点
	上記以外	0.0点	0.0点	○	0.0点
12 企業の新規雇用実績	雇用実績有り	1.0点	0.0点	○	1.0点 様式第14号 (P ~)
	雇用実績無し	0.0点	0.0点	○	0.0点
	雇用実績無し	0.0点	0.0点	○	0.0点
13 若手又は女性技術者の配置	若手又は女性技術者の配置有り(主任・監理技術者の有資格者)	1.0点	0.0点	○	1.0点 様式第15号 (P ~)
	若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り(資格要件無し)	0.5点	0.0点	○	0.5点
	若手又は女性技術者の配置有り(資格要件無し)	0.0点	0.0点	○	0.0点
14 登録基幹技術者の配置	配置有り	1.0点	0.0点	○	1.0点 様式第16号 (P ~)
	配置無し	0.0点	0.0点	○	0.0点
	配置無し	0.0点	0.0点	○	0.0点
15 災害時の基礎的事業継続力の認定	認定有り	1.0点	0.0点	○	1.0点 様式第17号 (P ~)
	認定無し	0.0点	0.0点	○	0.0点
	認定無し	0.0点	0.0点	○	0.0点
16 施工計画	〇〇に未参加有り	0.0点	0.0点	○	0.0点 様式第18号 (P ~)
	〇〇に未参加有り	0.0点	0.0点	○	0.0点
	上記以外	0.0点	0.0点	○	0.0点
17 技術提案	〇〇に未参加有り	0.0点	0.0点	○	0.0点 様式第19号 (P ~)
	〇〇に未参加有り	0.0点	0.0点	○	0.0点
	上記以外	0.0点	0.0点	○	0.0点
合計		19.5点	19.5点	○	全頁

(注) 前様式の作成にあたっては別添の「留意事項」を必ず御確認ください。

【留意事項】

- 「該当」欄の該当箇所(水色セル)に○を付けてください。(黒塗セルは入力不要となります。)
- 評価項目の詳細は必ず入札公告で確認してください。
- 自己採点欄は自動入力されますので、入力は不要です。(17施工計画・18技術提案は自己採点の対象外です。)
- 複数入力及び未入力の評価項目は加算しません。
- 様式は行・列の削除や挿入など、様式を改変しないでください。
- 本紙をTIFに変換し、入札参加申請書(別の技術資料)とともに電子入札システムにより提出してください。
- 提出資料については、各資料の空欄部に通しページを記入してください。(様式第1号を1ページ目とする。)
- 本様式については、受注形態が特定建設共同企業体の場合、各構成員分を取りまとめの上1枚のみ提出してください。(代表構成員以外から提出があった様式は無効となります。)
- 技術資料等を審査の結果、自己採点が本来得られる評価点より高い場合は、その評価項目は本来の評価点となります。また、自己採点が本来得られる評価点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己採点どおりとなります。
 (過大評価⇒本来の評価点)
 (過小評価⇒評価点=自己採点)
- 事後審査方式の場合は仮の評価値1位の技術資料のみ審査を行い、落札者が特定された時点で仮の評価値2位以下の技術資料の審査は行いません。
- 本資料の記載内容に疑義が生じ、確認の結果、虚偽の記載をしたことが確認された場合は指名停止措置等を行うことがあります。

★配置予定技術者を複数申請する場合は、評価項目毎に評価点が1番低い技術者の評価点にて算定し、当様式は1枚のみ提出

評価項目	技術者A	技術者B	技術者C	評価点
技術者の施工経験	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点
技術者の受賞	0.0点	1.0点	1.0点	0.0点
若手又は女性技術者の配置	1.0点	1.0点	0.0点	0.0点

※若手又は女性技術者を現場代理人として配置する場合はその評価点とする。

9.評価項目「ICT施工技術の活用」について①

【特別簡易型(Ⅰ)・特別簡易型(Ⅱ)・簡易型・標準型】(県内型)

県内建設産業の建設現場における生産性向上の取組に積極的な企業を評価、その対象範囲を拡充し、地域の担い手となる地元建設業の中長期的な確保・育成を促す。

(1)評価基準について

【評価項目及び評価基準】

評価項目	評価基準	評価点
ICT施工技術の活用 当該工事において、ICT施工技術を活用する場合に評価する。 評価の対象は、茨城県土木部が定めるICT活用促進工事(土工・作業土工(床掘))又はICT活用促進工事(舗装工)の実施要領に基づき、以下のプロセスでICT施工技術を活用する場合に評価する。 [施工プロセス] (1)3次元起工測量 (2)3次元設計データ作成 (3)ICT建設機械による施工 (4)3次元出来形管理等の施工管理 (5)3次元データの納品	全ての施工プロセスで活用する。(ICTの全面的活用)	2.0点
	一部の施工プロセスで活用する。(ICTの部分的活用) ※5つのうち4プロセス	1.5点
	一部の施工プロセスで活用する。(ICTの部分的活用) ※5つのうち3プロセスまで	1.0点
	ICTの活用無し。	0点

【評価対象工事】

①ICT活用促進工事(土工・作業土工(床掘))のうち「受注者希望型」「チャレンジいばらきⅡ型」「チャレンジいばらき簡単活用型」で発注する盛土又は掘削を実施する工事で、土量が1,000m³以上～5,000m³未満の工事(小規模土工 ICTは含まない)

②ICT活用促進工事(舗装工)のうち「受注者希望型」で発注する工事
下層路盤工又は上層路盤工が3,000m²以上10,000m²未満の工事

※対象とする工事・工種等の詳細については、「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事(土工・作業土工(床掘))の実施要領」及び「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事(舗装工)の実施要領」による

※上記以外の「発注者指定型」「チャレンジいばらきⅠ型」は評価の対象外

【ICT施工技術の内容】

(1)3次元起工測量

以下から選択して3次元起工測量を実施 (※ア・オ・カはICT土工のみ対象)
 ア 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
 イ 地上型レーザーสキャナーを用いた起工測量
 ウ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
 エ トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
 オ RTK-GNSSを用いた起工測量
 カ 無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量
 キ 地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量
 ク その他の3次元計測技術を用いた起工測量

(2)3次元設計データ作成

3次元起工測量データと設計図書の図面データを用いて、3次元設計データを作成

(3)ICT建設機械による施工

3次元設計データを用いて、以下に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。
 ア 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ (3次元MG建機はICT土工のみ対象)
 イ 3次元MCまたは3次元MGバックホウ (ICT土工のみ対象)
 ウ 3次元MCモータグレーダ (ICT舗装工のみ対象)
 ※MC:「マシンコントロール」・MG:「マシンガイダンス」の略称

(4)3次元出来形管理等の施工管理

ICT建設機械による施工において、以下に示す方法で、出来形管理及び品質管理を実施

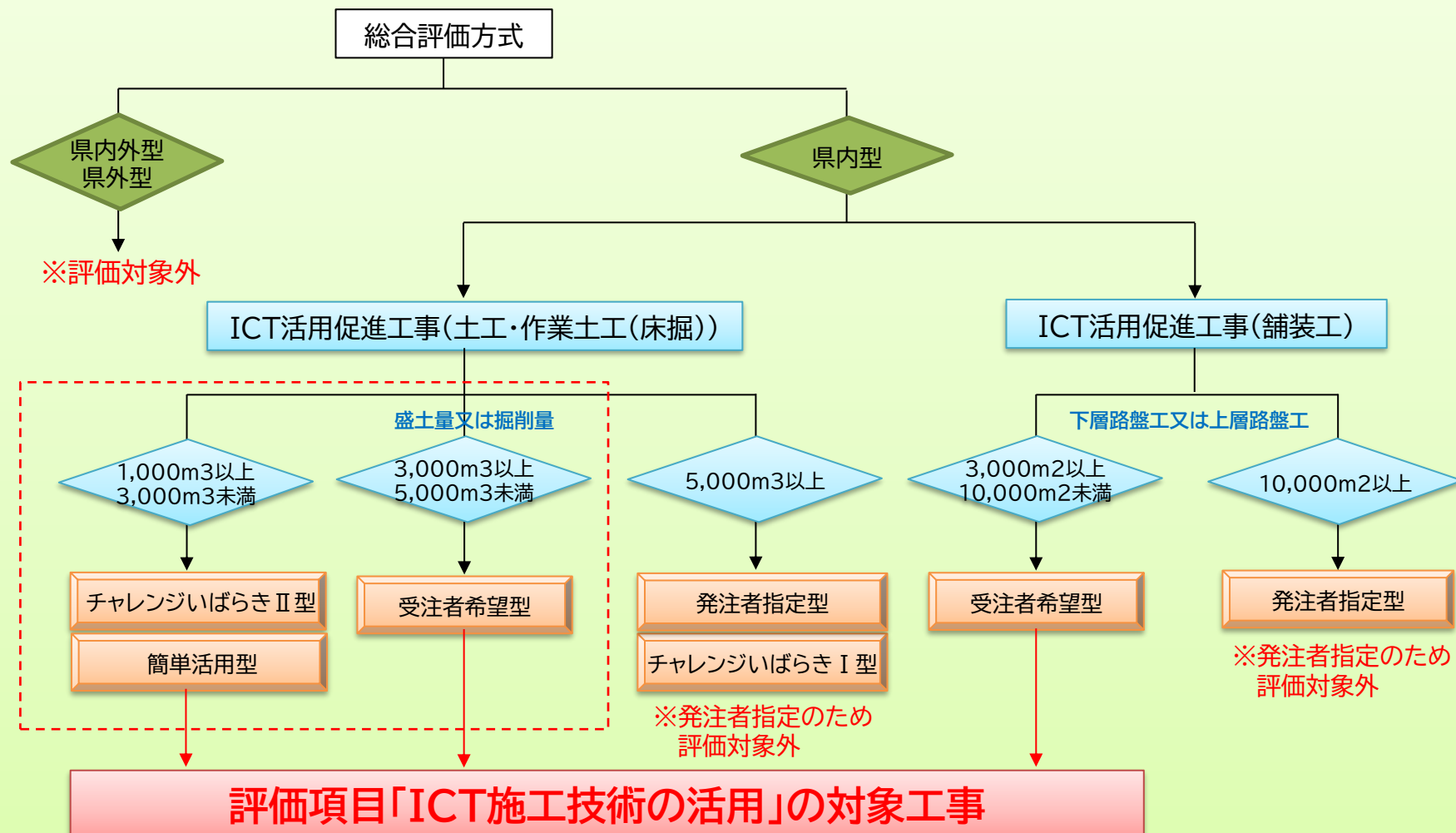
- | | | |
|---|---|-----------|
| ア 出来形管理
・空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
・RTK-GNSSを用いた出来形管理
・無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理
・地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理
・トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
・トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
・地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理
・その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
イ 品質管理 (ICT土工のみ対象)
・TS-GNSSを用いた締め回数管理による品質管理 | } | ICT土工のみ対象 |
|---|---|-----------|

(5)3次元データの納品

3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品

9.評価項目「ICT施工技術の活用」について②

(2)評価項目「ICT施工技術の活用」の設定フロー



※本評価項目については選択項目のため、設定の有無は入札公告を確認すること。

9.評価項目「ICT施工技術の活用」について③

(3)技術資料について(様式第18号)

様式第18号(評価項目算定用)

ICT施工技術の活用計画書

工事名: _____

商号又は名称: _____

施工プロセス	ICT施工技術の内容
(1) 3次元起工測量	以下から選択して3次元起工測量を実施 ※ア・オ・カはICT土工のみ対象 ア 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 イ 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 ウ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 エ トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 オ RTK-GNSSを用いた起工測量 カ 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 キ 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 ク その他の3次元計測技術を用いた起工測量
(2) 3次元設計データ作成	3次元起工測量データと設計図書の図面データを用いて、3次元設計データを作成
(3) ICT建設機械による施工	3次元設計データを用いて、以下に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。 ※3次元MG建機はICT土工のみ対象 ア 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ (3次元MG建機はICT土工のみ対象) イ 3次元MCまたは3次元MGバックホウ (ICT土工のみ対象) ウ 3次元MCモーターグレーダ (ICT舗装工のみ対象) ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称
(4) 3次元出来形管理等の施工管理	ICT建設機械による施工において、以下に示す方法で、出来形管理及び品質管理を実施 ア 出来形管理 ・ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ・ RTK-GNSSを用いた出来形管理 ・ 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 } ※ICT土工のみ対象 ・ 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 ・ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ・ トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 ・ 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 ・ その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 イ 品質管理 ※ICT土工のみ対象 ・ TS・GNSSを用いた締め戻り回数管理による品質管理
(5) 3次元データの納品	3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

※ICT施工技術の活用を計画する全ての施工プロセスの左欄に○を記載して下さい。

(注)

- 当該工事においてICT施工技術の活用を計画しない場合は、本書の提出を要しない。
- ICT活用促進工事(土工・作業土工(床掘))またはICT活用促進工事(舗装工)のいずれかで、ICT施工技術を活用する場合に評価の対象とする。
- 「全ての施工プロセスで活用する」計画として評価を受けた場合に、当該工事の着手前に、発注者から別途工事等で実施した3次元測量データの提供があった場合は、3次元起工測量を除く、他の全ての施工プロセス(上記(2)~(5))において、ICT施工技術を活用すること。
- 「一部の施工プロセスで活用する」計画として評価を受けた場合に、計画した施工プロセスでのICT施工技術の活用が困難な場合、受発注者協議のうえ、活用する施工プロセスの変更を可能とする。ただし、いずれかの施工プロセスでICT施工技術を活用すること。
- 落札決定後に受発注者間で協議を行い活用する施工技術を決定的にすること。なお、協議結果に基づき、当工事においてICT施工技術を活用した場合は、評価の可否に係わらず**設計変更の対象**とする。
- 一部の施工プロセスで活用する場合の組み合わせの例
 [(1)+(2)、(1)+(2)+(3)、(1)+(2)+(4)+(5)]
- ICT施工技術の活用する規模が極めて小さい場合(一部の施工数量のみ等)は評価の対象外とする。
- 受注者の責めにより、本書どおりの履行がなされなかった場合には、工事成績評定3点を減ずる措置を行う。
 ただし、(注)4及び(注)5に該当する場合はこの限りではない。

10. 評価項目「災害協定に基づく地域貢献の実績」について①

【県内型・県内外型(地域貢献重視型)】

近年、台風・地震・豪雪等による公共土木施設(道路・河川・公園等)の災害が頻発する中、迅速かつ円滑な復旧・復興のため、県土木部と締結している災害協定に基づき、地域の守り手として昼夜を問わず、被災状況の把握や応急復旧活動などの災害活動に努めた企業を評価する。

また、協定に基づく復旧活動が円滑に出来るよう毎年実施する土木部防災訓練の参加企業を評価する。

(1) 評価基準について

【評価項目及び評価基準】

評価項目	評価基準	評価点
災害協定に基づく地域貢献の実績 茨城県土木部が管理する公共施設(道路、河川、公園等)に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献の実績及び土木部防災訓練等の参加の有無で評価する。 評価の対象は、令和3年4月1日から令和8年3月31日【5年間】までの地域貢献の実績及び令和7年5月【入札公告日直近】の防災訓練等に参加している場合とする。 なお、地域貢献の実績は、防災訓練等に参加している場合のみ評価対象とする。	工事箇所の存する市町村における、夜間・休日※の地域貢献の実績有り	3.0点
	工事箇所の存する市町村における地域貢献の実績有り	2.0点
	地域貢献の実績有り	1.0点
	防災訓練等の参加有り	0.5点
※夜間:17時~8時の時間帯 休日:土日、祝日、12/29~1/3	防災訓練等の参加無し	0点

・「地域貢献」は、協定締結機関(土木部各課・部内各出先機関)からの災害協定の要請に基づき実施した災害活動

・大規模災害に備えて、土木部防災訓練等において、災害協定に基づく連絡体制による情報伝達訓練に参加した企業のみ評価
(災害協定締結団体と茨城県(協定窓口)で防災訓練前後に相互確認した結果で確認)

【留意事項】

地域貢献の実績は、防災訓練等に参加している場合のみ評価対象となる。

【参考】

- ① 防災訓練等に**不参加**で、地域貢献の実績がある場合 → 0点(評価対象外)
- ② 防災訓練等に**参加**で、地域貢献の実績がない場合 → 0.5点
- ③ 防災訓練等に**参加**で、かつ 地域貢献の実績がある場合 → 1.0点~3.0点※

※評価点は、防災訓練等 0.5点+地域貢献 1.0点~3.0点 = 1.5点~3.5点 ではないため、様式第1号「自己採点表」の入力は注意が必要である。

10. 評価項目「災害協定に基づく地域貢献の実績」について②

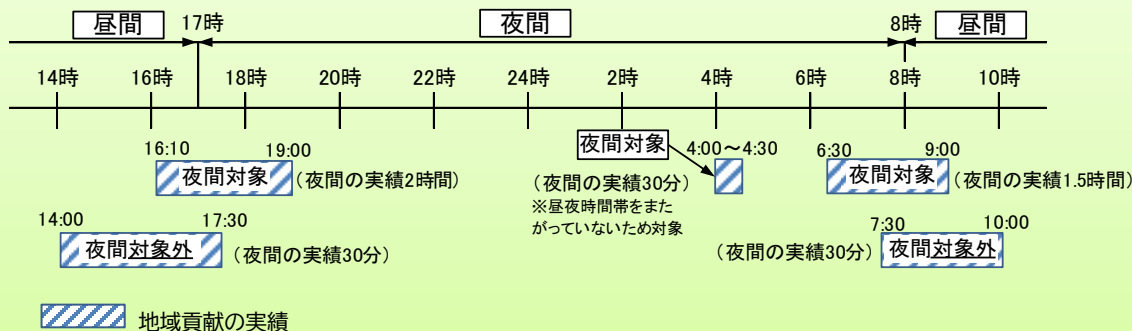
(2) 評価対象範囲(配点等)について

評価項目	土木部防災訓練	災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献	配点	
災害協定に基づく地域貢献の実績	入札公告日直近の土木部防災訓練等に参加している場合※1	防災訓練等に参加している場合	工事箇所の存する市町村における夜間・休日※2の地域貢献の実績が有る場合※3	3.0点
			工事箇所の存する市町村における地域貢献の実績がある場合	2.0点
			地域貢献の実績が有る場合	1.0点
			地域貢献の実績がない場合※4	0.5点
	参加していない場合		0点	

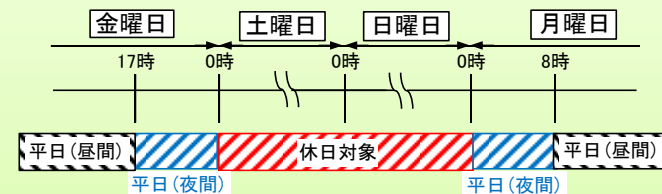
- ※1 土木部防災訓練等において、災害協定に基づく連絡体制により、情報伝達訓練に参加した企業が対象。(協定担当課所で実績が確認できる企業)
- ※2 夜間は17時～8時の時間帯、休日は土日、祝日、12/29～1/3とし、夜間とそれ以外の時間帯がまたがる場合は、夜間の実績が1時間以上ある場合に、夜間の実績として評価対象となる。(下図参照)
- ※3 地域貢献の実績は、入札日の属する年度を除く直近5カ年度において災害時の応急対策協定の要請により実施した被害状況の調査(パトロール)・損壊箇所等の緊急措置・応急復旧工事・建設資材等の調達及び輸送等の活動で、活動に要した費用の支払いの有無に係わらず、協定に基づく活動実績について評価の対象とする。
- ※4 評価対象期間に地域貢献(応急復旧活動等)の実績があったとしても、直近の防災訓練に参加していない場合は評価対象外とする。

夜間・休日の考え方

●夜間の対象(平日)



●休日の対象



11. 評価項目「地域活動(ボランティア)の実績」について①

公共工事の品質を確保し、工事を円滑に実施するためには、当該地域の自然的・社会的条件について熟知していることも必要であり、また、ボランティア等の活動を通じて当該地域において信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考え方から設定し、評価する。

評価基準について

【評価項目及び評価基準】※令和8年4月時点

評価項目	評価基準	評価点
地域活動(ボランティア)の実績 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和6年度及び令和7年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本(道路、河川、公共施設等)の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は令和6年度及び令和7年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類(協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等)により確認できるものに限る。	実績有り	0.5点
	実績無し	0点

【提出資料】

- 様式第7号(地域活動(ボランティア)実績)
- ①地域活動の実績は、令和6年度及び令和7年度について、1件ずつ記載する
- ②両年度のいずれにも実績がある場合にのみ評価の対象とする
ただし、活動内容は共通の内容でなくてよい
- ③企業としての取り組み、対価を得ていない地域活動(ボランティア)について実績内容を確認できるもの
- ④茨城県が管理する社会資本(道路、河川、公共施設等)の維持管理に関するボランティア活動とする。
- ⑤第三者の客観的な証明書類(協定書、感謝状、新聞記事、参加証明等)を添付する

【留意事項】

- 1 社会資本とは、河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園の公共施設のこと。
なお、公共土木施設とは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する上記に示す11施設で、駅・神社・学校・病院・農業用施設・山林などは含みません。
- 2 活動内容は、道路清掃・海岸清掃・河川愛護、道路里親などを評価対象とする。また、学校行事等において、茨城県が管理する社会資本の維持管理活動を行った場合も証明書類があれば評価対象とする。

11. 評価項目「地域活動(ボランティア)の実績」について②

(2)参考例

- ・茨城県が管理する道路について清掃活動に参加し、主催者より参加証明書が発行された。
⇒ ○ 対象となります。
- ・茨城県が管理する海岸について市町村主催の清掃活動に参加し、新聞に掲載された。
⇒ ○ 対象となります。
- ・市町村が管理する公園について清掃活動を行い、市町村より証明書が発行された。
⇒ × 対象となりません。(茨城県が管理する社会資本でない。)
- ・茨城県が管理する橋梁の落書き消し作業を行い、市町村より感謝状が送られた。
⇒ ○ 対象となります。
- ・茨城県が管理する河川について県発注工事により除草作業を行い、新聞に掲載された。
⇒ × 対象となりません。(企業としての取り組み、対価を得ていない地域活動でない。)
- ・茨城県が管理する公園について清掃活動を行い、自社が行った記録により申請した。
⇒ × 対象となりません。(第三者の客観的な証明書類が無い。)

『茨城県が管理する社会資本(※)である』、『対価を得ていない地域活動(ボランティア)である』、『第三者の客観的な証明書類がある』ことが評価のポイントとなります。

※社会資本とは、河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園の公共土木施設のこと。

12. 評価項目「企業の新規雇用実績」について

改正品確法を踏まえて将来にわたる公共工事の品質確保を図るため、建設業における担い手の育成・確保に向けて、若手従業員の継続雇用に積極的な企業を評価する。

評価基準について

【評価項目及び評価基準】※令和8年1月時点

評価項目	評価基準	評価点
企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和6年4月1日以降に正規雇用(期間の定めのない雇用契約)した従業員を入札公告日まで3ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	雇用実績有り	1.0点
	雇用実績無し	0点

【提出資料】

様式第14号(企業の新規雇用実績)

- ①従業員の雇用年月日、入札公告日時点の年齢がわかる書類
(雇用保険被保険者資格取得確認等通知書の写し)
※雇用日は「被保険者となった年月日」とする
- ②正規雇用されていることがわかる書類
(雇用契約書・労働条件通知書の写し等)
※労働条件通知書:労働基準法第15条に規定される、契約に際して、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面等で明示した資料とする。
- ③従業員を入札公告日まで3ヶ月以上継続雇用したことを証明できる書類
(賃金台帳、出勤簿の写し等)

【留意事項】

- 1 評価の対象は、令和6年4月1日以降に正規雇用(原則、企業で定める就業規則の所定労働時間がフルタイムで期間の定めのない雇用契約)した従業員(被雇用者)を入札公告日まで3か月以上継続雇用している場合とする。
※パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、臨時社員、特定技能外国人(技能実習・特定技能1号は在留期間が定められていない)等は評価対象外
- 2 評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満とし、雇用後の職種や勤務地・居住地の限定はしないが、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
※職種について、技術職以外に限定せず、事務や経理も対象
- 3 新規雇用した従業員の雇用前(過去)の勤務先が、入札参加者(共同企業体の場合は構成員のいずれか)と同一企業または、資本もしくは人事面において関連がある企業の場合は評価対象外とする。
- 4 受注形態が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員のいずれかの実績が良い。
- 5 技術資料など申請資料に虚偽があった場合には、指名停止措置等を行うことがある。

13. 評価項目「若手又は女性技術者の配置」について①

建設業における就業者人口の減少や高齢化が進行する中、大規模災害発生時の緊急対応や老朽化が懸念される公共インフラの維持・修繕など、将来にわたり、地域の守り手となる若手又は女性技術者の育成に積極的な企業を評価する。

(1) 評価基準について

【評価項目及び評価基準】

評価項目	評価基準	評価点
若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任(監理)技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	当該業種の主任(監理)技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任(監理)技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
	若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
	若手又は女性技術者の配置無し	0点

※主任技術者及び監理技術者の資格要件は、建設業法第7条第2号、第15条第2号に規定する資格とする。

【提出資料】

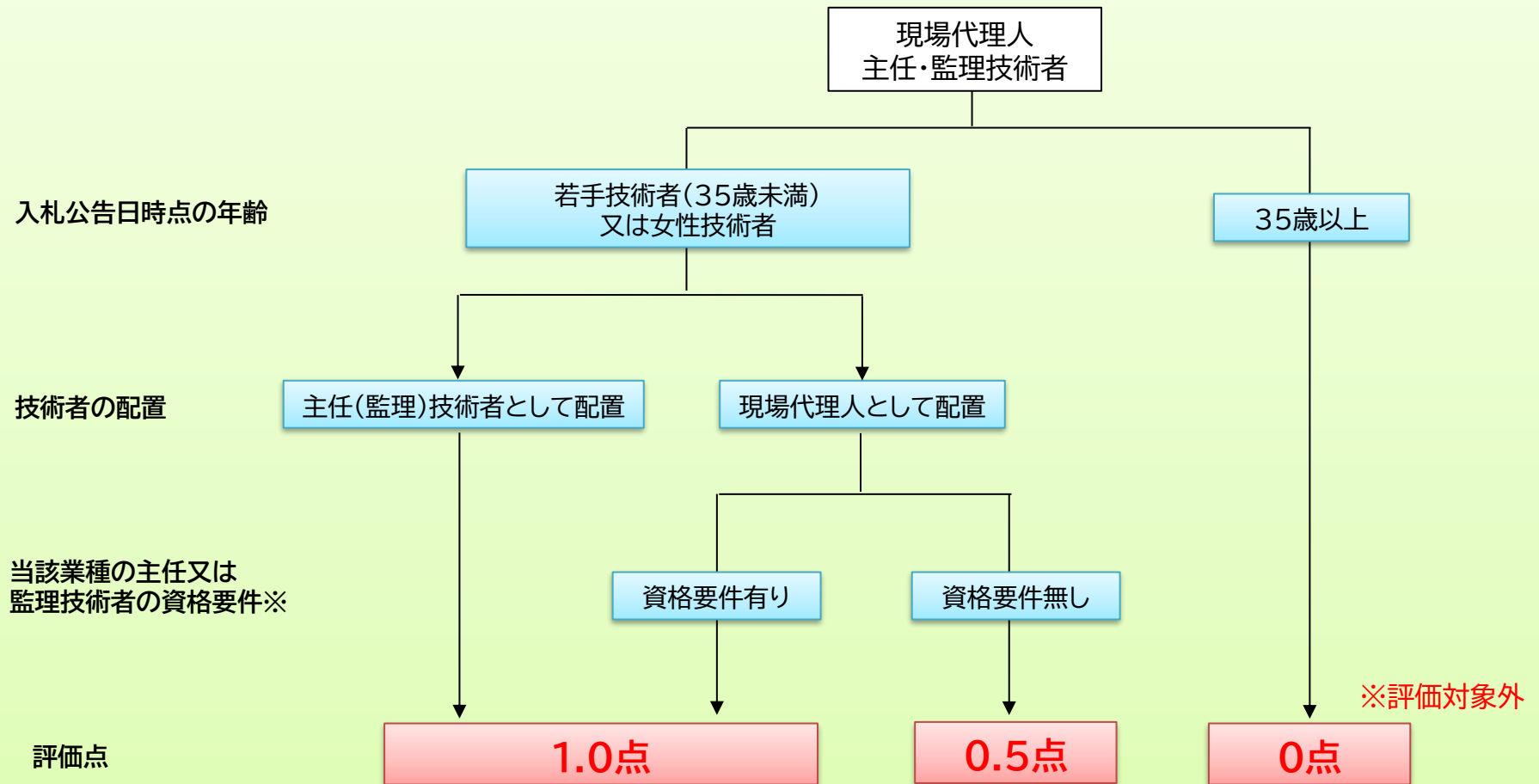
- ・様式第15号(若手又は女性技術者の配置)
- ・主任又は監理技術者の資格要件を有する若手又は女性技術者を現場代理人として配置する場合は、資格を有することを証明する資料
(保有資格の合格証明書等の写し、実務経験の証明書類 等)

【留意事項】

- ①評価の対象は、当該業種の主任(監理)技術者の資格を有する若手技術者※1又は女性技術者を現場代理人又は主任(監理)技術者として配置する場合とする。
当該工事において現場代理人及び主任(監理)技術者を兼任する場合も評価の対象とするが、他工事と兼務する場合は評価の対象外(製作工における兼務は除く)とする。
※1) 若手技術者は、入札公告日時点で35歳未満の技術者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者
- ②当該工事の主任(監理)技術者の資格要件を有する若手又は女性技術者(有資格者)を現場代理人として配置する場合は、資格を有することを証明する資料※2の添付を要する。
※2) 資格を有することを証明する資料は、保有資格の合格証明書の写し、実務経験の証明書類等とする。
資格要件は、建設業法第7条第2号、同法第15条第2号に規定する資格とし、入札公告日時点において資格を有する場合とする。
- ③本工事に配置予定している技術者を申請時点で1名に特定できない場合は、現場代理人及び主任(監理)技術者について、複数(それぞれ3名まで)の者を配置予定の若手又は女性技術者としてすることができる。この場合、すべての配置予定技術者分の技術資料を提出し、評価点は最も低い評価を受けた者で算定する。※3
※3) 複数予定している場合に1名でも若手又は女性技術者を配置出来ない場合は技術資料(様式第15号)の提出は不要。(提出が無い場合は評価対象外)
- ④若手又は女性技術者の配置で評価を受けた場合は、技術資料に基づき、現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書を提出すること。
工事着手後にやむを得ない事情で評価を受けた若手又は女性技術者が変更になる場合は、同等以上の評価を得られる技術者と変更することが可能である。
- ⑤当該工事に製作工と架設工(現場据付工)の工種がある場合は、それぞれ別の技術者(いずれも評価を得られる技術者)を配置することが可能である。
- ⑥評価どおりの履行がなされなかった場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。

13. 評価項目「若手又は女性技術者の配置」について②

(2) 評価点の算定について



※主任又は監理技術者の資格要件は、発注工事において建設業法第7条第2号、第15条第2号に規定する資格とする。

14. 評価項目及び配点について(参考例)

(令和8年4月改定版)

評価項目		県内型				県内外型						県外型			
		特別簡易型(I)		特別簡易型(II)		特別簡易型(II)				簡易型		標準型		特別簡易型(II)	
		対象	配点	対象	配点	標準		地域貢献重視型							
						対象	配点	対象	配点	対象	配点	対象	配点		
企業の施工能力	工事成績評定	◎	3.0点	◎	4.0点	◎	3.0点	◎	3.0点	◎	3.0点	◎	3.0点	◎	3.0点
	企業の施工実績	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	2.0点	◎	2.0点	◎	2.0点	◎	2.0点	◎	2.0点
	ICT施工技術の活用	○	2.0点	○	2.0点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験	○	— (1.0点)	◎	1.0点 (2.0点)	◎	2.0点 (3.0点)	◎	2.0点 (3.0点)	◎	2.0点 (3.0点)	◎	2.0点 (3.0点)	◎	2.0点 (3.0点)
	配置予定技術者の受賞実績	—	—	◎	1.0点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	配置予定技術者の保有資格	◎	2.0点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	登録基幹技能者の配置	◎	1.0点 (—)	◎	1.0点 (—)	◎	1.0点 (—)	◎	1.0点 (—)	◎	1.0点 (—)	◎	1.0点 (—)	◎	1.0点 (—)
地域精通度	地域内拠点の有無	○	2.0点	○	2.0点	◎	3.0点	◎	3.0点	◎	3.0点	◎	3.0点	◎	1.0点
	県内下請負の選定計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	2.0点
地域貢献度	災害協定に基づく地域貢献の実績	◎	3.0点	◎	3.0点	—	—	◎	1.0点	—	—	—	—	—	—
	防疫業務の実績	◎	1.0点	◎	1.0点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域活動(ボランティア)の実績	◎	0.5点	◎	0.5点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	企業の新規雇用実績	—	—	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	1.0点
	若手又は女性技術者の配置	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	1.0点	◎	1.0点
	災害時の基礎的事業継続力の認定	—	—	◎	1.0点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施工計画	【工事内容等に応じて2~3項目の課題を設定】	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	10.0点	—	—	—	—
技術提案	【工事内容に応じて求める技術提案を評価】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	20.0点 ~40.0点	—	—
合計		12.5点 ~16.5点		15.5点 ~19.5点		13.0点		14.0点		23.0点		33.0点 ~53.0点		13.0点	

【注】赤字の評価項目は、今回の改定で評価基準の見直しを行った箇所である

15. 入札結果の公表について

対象工事の契約後に「入札情報公開サービス(PPI)」において入札結果が公表される。

評価調書(様式第12号)の記載例

様式第12号

総合評価方式に関する評価調書

発注機関	工事名	工事箇所	税抜予定価格(円)	入札方式	工事概要	総合評価方式を適用した理由
〇〇土木事務所	08国補〇〇第08-〇-〇-〇-〇号 道路改良工事	一般国道〇〇 水戸市笠原町	31,000,000円	一般競争 入札	路改良舗装工事 L=300m 路体盛土 V=5,000m ³	本工事は、〇〇のため、特に品質確保に留意が必要であるとともに、 厳しい工程管理、安全管理が求められることから、企業の実績並びに 技術者の施工経験等を業過の対象とする総合評価方式を適用する。

【落札者決定基準】

特別簡易型(Ⅱ)・県内型 ⑥地域内拠点を有し登録基幹技術者あり・ICT施工技術の活用あり

総合評価方式のタイプを表示

【令和 年 月 日】

価格以外の評価項目及び評価点																	計	備考
標準点	工事成績評定	企業の 施工実績	配置予定 技術者の 施工経験	配置予定 技術者の 保有資格	優秀主任(監理) 技術者の受賞	ICT施工 技術の活用	災害協定に 基づく地域貢 献の実績	防疫業務の 実績	地域活動 (ボランティア) の実績	地域内拠点 の有無	県内下請負 の選定計画	企業の新規 雇用実績	若手又は 女性技術者 の配置	登録基幹技 術者の配置	災害時の基 礎的事業継 続力の認定			
100.0	4.0	1.0	1.0		1.0	2.0	3.0	1.0	0.5	2.0		1.0	1.0	1.0	1.0	119.5		

【価格以外の評価結果】

事後審査方式

審査方式(事後・事前)を表示

【令和 年 月 日】

入札者	価格以外の評価項目及び評価点																	計 (a)	発注者 審査の 有、無
	標準点	工事成績評定	企業の 施工実績	配置予定 技術者の 施工経験	配置予定 技術者の 保有資格	優秀主任(監理) 技術者の受賞	ICT施工 技術の活用	災害協定に 基づく地域貢 献の実績	防疫業務の 実績	地域活動 (ボランティア) の実績	地域内拠点 の有無	県内下請負 の選定計画	企業の新規 雇用実績	若手又は 女性技術者 の配置	登録基幹技 術者の配置	災害時の基 礎的事業継 続力の認定			
A社																	0.0		
B社	100.0	2.5	1.0	0.5		1.0	0.0	3.0	1.0	0.5	2.0		1.0	0.5	1.0	1.0	116.0	有	
C社																	0.0		
D社	100.0	3.0	1.0	1.0		0.5	1.0	2.0	1.0	0.5	2.0		0.0	1.0	0.0	1.0	115.0	無	
E社	100.0	2.0	1.0	0.5		0.0	0.0	3.0	1.0	0.0	0.0		1.0	0.0	1.0	1.0	110.5	無	

辞退や無効となった入札者の評価点・評価値・入札金額等は非表示
※当該入札者の空欄部分に辞退・無効等を表示

【事後審査方式の場合】
・発注機関で技術資料を審査した場合は「有」と表示される。未審査の場合は「無」と表示される。
※仮の評価値1位、審査で順位の変動があった場合は新たに1位となった者等が「有」

【総合評価結果】

【令和 年 月 日】

入札者	入札書記載金額(円) (b)	技術評価点(a)	評価値(a)/(b) ^{※1}	落札者	学識経験者の意見聴取		
					学識経験者氏名	評価項目及び評価基準	落札者の決定 ^{※2}
A社	辞退	0.0	#VALUE!				
B社	30,860,000	116.0	3.7589	○			
C社	無効(とりおり)	0.0	#VALUE!				
D社	30,600,000	115.0	3.7581				
E社	30,600,000	110.5	3.611				

小数点第3位まで算出した評価値で差がつかない場合は、小数点第4位以下の評価値が算出される。
※差がつかない場合はくじにより落札者を決定

※1 評価値は10のべき乗を用いて指数表記としたうえ、整数第1位から始まる仮数のみを記入すること(例:3.210×10⁻⁷ ⇒ 3.210)

※2 小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は小数点第4位以下の評価値を算出する。

※3 落札者の決定については、学識経験者が必要と認める場合に意見聴取を実施する。不要の場合は、斜線を記入すること。

※4 公共工事入札情報サービス(PPI)にて契約結果を公開する際に、総合評価方式に関する評価調書(第12号)を添付することで、評価点を公表する。公表時は学識経験者名は非表示とする。

16. ペナルティーの設定(工事成績評定点の減点等)

対象となる評価項目において、計画や提案に基づく履行がなされなかった場合は、工事成績評定点の減点等の措置を講ずる。

施工計画・技術提案を満たす施工が行われない場合は、再施工を求めることとし、再施工が困難な場合は、契約金額の減額や工事成績評定点を減ずる措置等を行う。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

工事成績の減点対象となる評価項目について

評価項目	工事成績評定点の減点
ICT施工技術の活用	-3点
若手又は女性技術者の配置	-3点
登録基幹技能者の配置	-3点
県内下請負の選定計画	-3点
施工計画の評価	-5点
技術提案	-5点

※主任(監理)技術者等の途中交代は、真にやむを得ない場合等を除き認められておりません。

※上記理由により、評価項目「配置予定技術者の施工経験」「配置予定技術者の保有資格」「配置予定技術者の受賞実績」については、現在、工事成績評定の減点を定めておりません。